

新型インフルエンザ等対策ガイドライン（医療）について

1. 策定の趣旨

新型インフルエンザ等の発生時における役割分担等について医療関係者間で共通認識を持って対応するため、初動体制や各発生段階における各機関の具体的な対策を示したもの。状況や体制の変更など必要に応じて順次改訂するとともに、その発生状況に応じて柔軟に対応する予定。

2. 県行動計画に基づく県内の医療体制（平成25年度現在）について

現時点（平成25年度）における県内の新型インフルエンザ等対策医療体制

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく発生段階に応じた体制整備

	未発生期	海外発生期	国内発生期		国内感染期
			県内未発生期	県内発生早期	県内感染期
帰国者・接触者相談センター （受診調整・一般相談）		保健所	保健所（休日夜間は 県庁等に集約）		コールセンター
感染症指定医療機関		感染症法に基づく対応	入院	入院（重症患者）	
県立病院			帰国者・接触者外来		入院
公立病院			帰国者・接触者外来		外来・入院
公的病院			帰国者・接触者外来		外来・入院
指定地方公共機関					入院（重症患者）
一般病院					外来・入院
医師会			往診協力等		外来

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国周辺に渡航し、呼吸器症状を有している者、疑似症と判断される者が、適切に帰国者・接触者外来にて診療を受けられるよう、電話相談に応じ、受診可能な医療機関を紹介するため、海外発生期より、保健所に設置する。

○ 帰国者・接触者外来

発生国周辺に渡航し、呼吸器症状を有している者、疑似症と判断される者に対する適切な検査・診療を実施するため、診療体制等が整った県立、公立、公的病院にて順次設置し、帰国者・接触者相談センターと連携して外来診療を行う。なお、県内感染期においては、帰国者・接触者外来は閉鎖し、体制の整ったすべての医療機関において外来診療を行う。

○ 入院治療体制

疑似症患者が県内に発生し、入院治療を必要とする場合、感染症指定医療機関にて入院治療を行う（感染症法に基づく勧告入院）。

感染症指定医療機関が満床となった場合、入院患者受入体制の整った県立、公立、公的病院にて入院を受け付ける。なお、県内感染期においては、受入可能な体制の整った（受入可能病床を有する）すべての病院にて順次、入院治療を行う。

○ 訪問診療、休日・夜間診療体制の強化

3. 行政及び医療機関における情報提供、連絡体制

4. その他 個人防護具等の備蓄推進